

(2) 補装具の給付・修理

障がい種類と補装具の種類 (一例)		持参	申請先
したい 肢体	義肢 (義手・義足)	・医師の意見書など ・見積書 ・身体障害者手帳 ・特定疾患医療受給者証または診断書など (難病患者などの場合)	ふくしかかり 福祉係
	装具 (上肢・体幹・下肢)		
	車いす		
	電動車いす		
	歩行補助つえ		
	歩行器		
しかく 視覚	義眼		
	眼鏡 (矯正・遮光など)		
	視覚障がい者安全つえ		
ちようかく 聴覚	補聴器		
おんせい 音声・言語機能	重度障がい者用意思伝達装置		
ないぶしょう 内部障がい	車いす		
	電動車いす		

注 意 事 項
<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法など、他制度で給付が受けられる場合は他制度優先となります。 本人及び同じ世帯のかたのうち最多納税者の市所得割課税額が46万円以上の場合には給付の対象となりません。 原則費用額の1割自己負担 (負担上限月額37,200円) となります。 非課税世帯のかたは自己負担はありません。 手帳に記載されていない障がいに対する支給を受けることはできません (指定難病のかたは除く)。 厚生労働省で定める指定難病のかたは、手帳をお持ちでなくとも対象になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。 申請には医師の意見書などが必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。 補装具の種類によっては、専門機関で申請後1カ月程度の審査を要する場合があります。 手帳に記載された障がいの状態と申請時の状態が著しく異なる場合は、手帳の障害程度変更申請手続きをし、新しい手帳が交付されたあとの申請となります。 本制度を利用して購入した補装具は状況に応じて修理などを受けることができます。